

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	朝霞市食料品価格高騰対策等支援金の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝霞市は、食料品価格高騰対策等支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切なセキュリティ対策を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

当該事務については、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を認識し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

朝霞市長

公表日

令和8年1月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	朝霞市食料品価格高騰対策等支援金の支給に関する事務
②事務の概要	食料品価格等の物価高騰に対応するため、令和8年1月1日(基準日)時点で朝霞市に住民登録がある市民(世帯主)の特定個人情報を取得し公金受取口座を確認又は他の給付金の支給データ、児童手当受給者データ、書面により金融機関口座を確認できた者に対して世帯全員分(1人あたり3,000円)の支援金を支給する。 また、下記の条件に該当する者には加算を行う。 ①高齢者加算 基準日において満75歳以上の者 1人当たり2,000円 ②若者加算 平成13年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した者 1人当たり2,000円 ③ひとり親家庭等加算 基準日において児童扶養手当等を受給している世帯 1世帯当たり20,000円 【情報連携の概要】 世帯主の公金受取口座の確認のため、団体内統合宛名を利用し、情報提供ネットワークシステムを用いて情報照会を行う。
③システムの名称	団体統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公金受取口座ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表第135項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条(「特定公的給付」に指定)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 第160項及び第162条 【情報提供の根拠】 提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	朝霞市食料品価格高騰対策等支援金プロジェクトチーム
②所属長の役職名	朝霞市食料品価格高騰対策等支援金プロジェクトチームリーダー
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	朝霞市市長公室市政情報課市政情報係 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 電話番号048-463-1759

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	朝霞市食料品価格高騰対策等支援金プロジェクトチーム 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 電話番号 048-423-3405
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月19日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・複数人で確認を行ったうえで作業を実施する ・マイナンバーの利用は原則としてシステム内の一括処理のみで実施し、人手を介在させる作業の回数を最小限にとどめる。	
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・複数人で確認を行ったうえで作業を実施する	

